

東久留米市公共施設使用料のあり方 検討委員会報告書の素案に対する

パブリックコメントを 募集します

市では、公共施設使用料の見直しを行うにあたり、学識経験者や一般公募により選出された市民の方、施設利用団体の代表者などで構成する「東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会」を設置し、検討を重ね、このたび素案

募集します

をまとめました。この素案について、皆様のご意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。頂いたご意見は、検討委員会における検討の参考とさせていただきます。

【閲覧期間・場所】7月18日（水）～8月6日（月）の期間、現在「事務事業見直し」のための仕分け市民会議」委員を募集しています。詳細は広報7月1日号3面をご覧ください。

行政評価制度に取り組んでいます

事務事業評価について ご意見を募集します

市では、市民の視点に立った成果重視の行政運営を実現するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、14年度から行政評価制度に取り組み、市民の皆さんからのご意見を募集します。

「事務事業評価」を実施していただきます。このたび、24年度事務事業評価表（23年度振り返り）がまとまりましたので公表するとともに、市民の皆さんからのご意見を募集します。

滝山・ひばりが丘・東部の各図書館の 指定管理者を募集します

25年4月から滝山、ひばりが丘、東部の各図書館における管理に指定管理者制度を導入することになりました。このたび、3館を一括して管理する指定管理者を募集します。

【公募要項の配布】金曜・土曜・日曜を除く7月18日（水）～31日（火）の期間に、中央図書館で配布、および市ホームページの市立図書館サイトに掲載します

【説明会の開催日時・会場など】7月27日（金）午前10時から、南部地域センター講習室で。説明会後に現場見学を行います

【申請書類提出期間・方法】8月27日（月）～30日（木）の期間に、中央図書館へ直接持参してください

詳しくは同館 ☎475・4646へ。

間に、市ホームページ、市政情報コーナー（市役所2階）、東部・南部・西部の各地域センター、男女平等推進センター、浅間町・野火止・八幡町・南町・中央町の各地区センター、さいわい福祉センター、わくわく健康プラザ、スポーツセンター、生涯学習センターでご覧いただけます

【パブリックコメントの提出方法】7月18日（水）～8月6日（月）に（必着、件名「東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会報告書のあり方検討委員会報告書（素案）」と明記して、住所・氏名・年代（例120代・ご意見を記入の上、〒203-8555、市役所財政課まで郵送またはファクス（470・7804）、電子メール（kaisei@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください。なお、電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません

【注意】お寄せ頂いたご意見は、個人情報を除き、後日、市ホームページで公開します。提出書類の返却やご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください

詳しくは同課 ☎470・7706へ。

【資料閲覧場所】7月17日（火）から企画調整課（市役所4階）、市政情報コーナー（同2階）、市内の各図書館で閲覧できるほか、市ホームページでもご覧いただけます

【意見提出方法】7月17日（火）～8月6日（月）の期間に（消印有効）、件名「事務事業評価」と明記して、住所・氏名・年代（例120代）ご意見を記入の上、〒203-8555、市役所企画調整課まで郵送、ファクス（470・7804）または電子メール（gyozaiseikaikaku@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください。電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません

【注意】お寄せ頂いたご意見は、後日、市ホームページで公開し、今後の事務事業改善などの検討に活用させていただきます。提出書類の返却やご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください

詳しくは同課 ☎470・7723へ。

市建築物の制限に関する 条例の一部を改正します

介護老人福祉施設などの誘導を図るため、上の原地区地区計画を2月20日に変更したことに伴い、東久留米市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正し、8月1日（水）から施行します。

改正の内容は、同地区計画区域内の地区整備計画が定められた「集合住宅地区」における建築物の用途の制限の項目に「老人福祉施設」を追加するものです。

詳しくは都市計画課土地利計画担当 ☎470・7782へ。

地震なご、SOSカードを 作りましょう

地震をはじめ、災害はいつ、どのような形で起こるか分かりません。いざというときに備えて、家族みんなで話し合っ、「東久留米市SOSカード」を作りましょう。同カードは、市ホームページ（トップページ）↓もしものときは「防災情報」↓災害や事故に備えて↓「東久留米市SOSカード」から印刷できるほか、防災防犯課（市役所2階）でも配布しています。なお、英語文のカードもあります。

◎SOSカードの使用方法
A4サイズ用紙（できるだけ厚手の用紙）に両面印刷してください。印刷後、切り離して折り曲げ、財布などに入れて、常に持ち歩いてください。

▼いざというときのために、連絡先などを記入し、家族で常備しておきましょう

▼非常時の連絡先や、災害用伝言ダイヤルの使い方を話

住民基本台帳の 閲覧状況を公表します

23年度中の住民基本台帳の一部の写しについて閲覧状況をまとめ、市政情報コーナー（市役所2階）で公表しています。詳しくは同課 ☎470・7722へ。

社会保険労務士による 無料相談会を実施します

年金、社会保険（健康保険、雇用保険、介護保険、労働問題（賃金未払い、解雇など））について、社会保険労務士による無料相談会を開催します

【日時】7月25日（水）午後1時半～5時

【会場】市役所1階屋内ひろば

【費用】無料

【定員】5人程度

【当日直接会場へ。詳しくは生活文化課 ☎470・7738へ。

【費用】無料

【定員】5人程度

【当日直接会場へ。詳しくは生活文化課 ☎470・7738へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	1日・8日	弁護士	7月26日（木）	市役所2階相談室
	15日・22日		8月9日（木）	
交通事故相談	22日（水）午後1時から	弁護士	8月17日（金）	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	6日・13日	女性カウンセラー	7月18日（水）	男女平等推進センター
	20日・27日		8月6日（月）	
女性弁護士による法律相談	3日（金）午前9時半～午後零時半	女性弁護士	7月20日（金）	
耐震相談	8日（水）午後2時～5時	東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 （成美教育文化会館内教育センター）	
	月曜～金曜日		滝山相談室 ☎475・8909 （西中学校隣）	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	

8月の気軽な無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	8日（水）午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	10日（金）午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者（児）相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も可 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可 ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課（市役所2階）

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

※東京都でも、「交通事故相談」 ☎03・5320・7733を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくは直接問い合わせください